

社会福祉法人町田市社会福祉協議会常務理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会常務理事（以下「常務」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常務の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 常務の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の常務が辞任、解任又は死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月21日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、繰上げ支給する。

(通勤費)

第5条 常務に対し、通勤に要する費用（以下「通勤費」という。）を支給する。

2 通勤費は、職員の例を準用し、当月の報酬支給日に支払う。

附 則

この規程は、平成6年5月30日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第3条第1項は、平成6年5月1日から適用する。

2 平成25年3月28日の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

3 平成26年3月27日の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

4 平成29年3月28日の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

平成6年5月30日	制 定
平成14年6月1日	一部改正
平成15年1月1日	〃
平成16年1月1日	〃
平成25年3月28日	〃
平成29年3月28日	〃

別表第1

役職名	報酬額	期末手当
常務理事	月額272,500円	6月支給 報酬月額 \times 100分の100 12月支給 報酬月額 \times 100分の130